

京都市個人情報保護審査会答申第38号の概要

答申年月日	平成20年1月22日
請求内容	印鑑登録事務に係る端末機の操作記録
請求者	本人
所管課	文化市民局区政推進課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 「N J I Y U」とは内部処理事由コードである。</p> <p>2 本件個人情報に係る印鑑登録番号の抹消処理は、印鑑登録処理過程の中で従前の登録を抹消する場合の方法で行った。この場合、処理事由は「印鑑登録」として記録されるため、「N J I Y U」は「61（印鑑登録・即日）」又は「62（印鑑登録・照会）」で記録され、処理中に抹消を行ったことを示すため、「SHOS（抹消サイン）」に「1」が記録され印鑑抹消を示す「66」では記録されない。このため、『処理事由を「印鑑抹消」で印鑑抹消の処理を行った操作記録』は存在しない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 一連の処理の中で同時に抹消と登録をしたというが、処理記録は自動的に抹消記録と登録記録され二つの記録データになる。同時に抹消と登録ができるなら、データ上、記録番号は変わるはずである。すべて抹消してから登録に入るのが通常の処理である。私の印鑑登録に関しては以前から不正な処理をされている。</p> <p>2 抹消記録、抹消通知書の発行データ記録、印鑑登録の登録データは、ジャーナル1にそれぞれ分かれて記録データとして出るものであり、抹消すれば記録データは存在する。</p>
審査会の判断	<p>既存登録の抹消と新たな登録とを同時に処理するシステム設計がなされていることについては、工学的には実現可能であり不自然ではなく、制度趣旨を逸脱したものとは考えられない。また、既存登録の抹消と新たな登録とが同時に処理されたものであることは、異議申立人に係る印鑑ジャーナルで確認することができる。さらに、他に個人情報が記載されている公文書が存在するとの特段の事情も見出せない。以上から、実施機関が行った本件処分について不当ではあるとは認められない。</p>